

神奈川県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

神奈川県労働局一般公示第7号

神奈川県最低賃金審議会は、神奈川県最低賃金の決定(改正決定)について調査審議を行うため、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、神奈川県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和8年7月24日までに、神奈川県最低賃金審議会(横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎8階 神奈川県労働局労働基準部賃金室内)あて提出されたい。

令和8年7月3日

神奈川県労働局長 宿里 明弘